

始良市新学校給食センター整備・運営事業  
実施方針、要求水準書（案）の修正について  
【新旧対象表】

令和6年5月7日

始 良 市

実施方針の修正内容

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	a	項目等	旧	新
1	10	第2	3	(2)	ア			入札参加グループの構成員の参加資格要件	代表企業、構成企業及び協力企業は、次の(ア)から(サ)までの要件を全て満たしていること。	代表企業、構成企業及び協力企業は、次の(ア)から(コ)までの要件を全て満たしていること。
2	12	第2	3	(2)	イ	(エ)	b	維持管理業務を行う者	平成26年4月以降に完了した学校給食施設の維持管理業務の実績を有していること。	平成26年4月以降に完了した学校給食施設の維持管理業務の実績を有していること。ただし、PFI事業における維持管理業務の実績については、当該事業の事業期間が終了していない場合であっても、維持管理業務の期間が平成25年4月1日以降の開始で、かつ、1年以上を経過している場合、それを実績として認めることとする。
3	12	第2	3	(2)	イ	(オ)	c	運営業務を行う者	給食調理業務を行う者については、平成26年4月以降に完了した、大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)が適用される1回300食以上の学校給食施設調理業務の実績を有していること。	給食調理業務を行う者については、平成26年4月以降に完了した、大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)が適用される1回300食以上の学校給食施設調理業務の実績を有していること。ただし、PFI事業における学校給食施設調理業務の実績については、当該事業の事業期間が終了していない場合であっても、維持管理業務の期間が平成25年4月1日以降の開始で、かつ、1年以上を経過している場合、それを実績として認めることとする。

要求水準書(案)及び添付資料の修正内容

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	旧	新
1	11	第2	2	(3)	ア				給食エリア(検収室)	⑥ 湿度 80%以下、温度 25℃以下で管理すること。	⑥ 湿度 80%以下、温度 25℃以下で管理することが望ましい。
2	15	第2	2	(3)	ア				煮炊き調理室	④ 回転釜の数量等については、同日の調理作業において、釜を洗浄して2度調理に使用するなどのいわゆる2回転調理や使い回しなどが無いよう十分な数を設置すること。また、小学校と中学校では別の釜を使用することとし、極力手作りの給食を行うことを堰堤として余裕を持って計画すること。(麵ゆで釜、下ゆで釜)	④ 回転釜の数量等については、同日の調理作業において、釜を洗浄して2度調理に使用するなどのいわゆる2回転調理や使い回しなどが無いよう十分な数を設置すること。また、小学校と中学校では別の釜を使用することとし、余裕を持って計画すること。(麵ゆで釜、下ゆで釜)
3	16	第2	2	(3)	ア				添物用仕分室	① 冷蔵庫(6,500食分)を設置すること。	① 冷蔵庫及び冷凍庫(6,500食分)を設置すること。
4	17	第2	2	(3)	ア				汚染作業区域前室、非汚染作業区域前室	⑥ 湿度 80%以下、温度 25℃以下で管理すること。	⑥ 湿度 80%以下、温度 25℃以下で管理することが望ましい。
5	20	第2	2	(3)	イ				受水槽	③ 受水槽の出入口は、先に入った水の滞留を防ぐため、タンクの底部に設けること。	③ 受水槽の出入口は、先に入った水の滞留を防ぐため、タンクの底部に設けること。
6	25	第2	6	(2)	ウ	(エ)			電話・施設内放送・テレビ受信・情報通信設備	市職員用事務室、事業者用事務室及び会議室等に一般の通信ネットワークへ接続可能な配管配線工事を行うこと(5回線程度を予定)。	市職員用事務室、事業者用事務室及び多目的研修室等に一般の通信ネットワークへ接続可能な配管配線工事を行うこと(5回線程度を予定)。
7	38	第3	1	(4)	イ	(イ)			実施設計の提出書類	施設設計図(A3縮小版を含む。)	施設設計図(A2サイズを基本とする。A3縮小版を含む。)
8	45	第3	4	(1)					業務の対象範囲	…また、事業者は、維持管理業務を遂行するに当たって、本要求水準書のほか、「建築保全業務共通仕様書 平成30年版」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)にも準ずること。…	…また、事業者は、維持管理業務を遂行するに当たって、本要求水準書のほか、「建築保全業務共通仕様書 令和5年版」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)にも準ずること。…
9	52	第3	4	(15)					修繕業務	事業者は、建築物、建築設備・厨房機器等、外構及び配送校等について、本施設の運営に支障をきたさないよう、破損や不具合等が生じた場合、本市に報告するとともに、速やかに修繕を行うこと。	事業者は、建築物、建築設備・厨房機器等及び外構等について、本施設の運営に支障をきたさないよう、破損や不具合等が生じた場合、本市に報告するとともに、速やかに修繕を行うこと。
10									資料11	—	既存水路と本事業で整備する水路について明示
11									資料12	—	不要な文言を削除
12									資料13	—	資料追加